

日本と堺における子ども期の貧困化

北川 邦一

(一) 子どもの権利条約と日本における子ども期の貧困化

日本政府は、国連・子どもの権利委員会への「子どもの権利に関する第4・5回統合報告書」(2017年1月30日に提出)の中で次のように述べた(以下西暦年は下二桁で示す)。

「高等学校における入学者選抜は、生徒の個性に応じた学校が選べるよう、選抜方法が多様化されている。……。大学入学者選抜については、各大学の教育理念・教育内容に基づき、入学希望者の知識・技能だけではなく能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するとともに、多様な背景を持った学生の受入れについて配慮することや高等学校教育を乱すことのないよう配慮することを基本として実施するよう、各大学に対して促してきた……。また、高大接続システム改革会議『最終報告』において、多様な背景を持つ受検者一人一人の能力や経験を多面的・総合的に評価する入学者選抜へと転換することが提言されているところであり……。各大学における多面的・総合的な評価による入学者選抜改革を推進することとしている」

「なお、仮に今次報告に対して貴委員会が『過度の競争に関する苦情が増加し続けることに懸念をもって留意する。委員会はまた、高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性がある』との認識を持ち続けるのであれば、その客観的な根拠について明らかにされたい」(下線は、引用者)。

「各学校においては、いじめはどの学校も、どの児童にも起こり得るとの基本的認識に立って、『いじめは絶対に許されない』という認識を徹底させる指導を行うとともに、家庭や地域社会との連携を推進するなどの取組を進めてきた。……/…… [基本的な理念や体制を定めた『いじめ防止対策推進法』(2013年6月制定9月施行)や『いじめ防止基本方針』(文部科学省同年10月)に基づく対応が徹底されるよう、] ①学校や教育委員会等に対する指導、②教育委員会の生徒指導担当者や校長などの管理職に対する研修会の実施、③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実、④学校や教育委員会等における実施状況の調査、⑤文部科学省における「いじめ防止対策協議会」の設置などの取組を進めている」(注1)

18年3月18日、「子どもの権利条約 市民・NGOの会」(堀尾輝久会長。前名称「子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会」)は、政府報告書を踏まえ、同年9月8日発行の『日本における子ども期の貧困化』第2刷の第1章結論で、次のように述べた。

「日本における『子ども期の費困』が新自由主義と新国家主義に基づく国家の組織と機能の包括的な改変によってもたらされている以上、『子ども期の貧困』を克服するに

は**国家の組織と機能**を以下の**原則**に基づいて全面的に再構築する必要がある。

第 1. 本条約に基づいて子どもに関する政策と法を調整し、かつ政策と法の効果を監視するヘッドクォーターを設立すること。

第 2. 家庭が子どもの成長発達のための自然的環境と親がすることができるように、親に十分な収入、時間、およびエネルギーを確保することを目的として、親の最低賃金と労働時間を再規制すること。

第 3. 子どもの普通的なニーズを満たすことのできる国家的な最低基準に基づいて普通的な現物および現金給付を行うこと。

第 4. 特別なニーズを持っている子どものために、普遍的な現物及び現金給付を行うこと。

第 5. 児童虐待や性的搾取などの有害行為から子どもを効果的に保護するシステムを構築するとともに、犠牲となった子どもにリハビリと再統合のためのサービスを確保すること。

第 6. 第 2 から第 5 を実施するのに十分な貨幣を累進課税制度によって市民社会から集め、かつ、子どもを最優先の予算制度を確立するとともに、中央政府から地方政府に財源を効果的に移転する政府間財政制度を確立すること。

第 7. 子どもの主体的な発達のプロセスを可能にするための措置をとるとともに、子どもから自由時間を奪うこと、子どもを政府言論の囚われの聴衆とし自らの良心を自律的に形成する機会を奪うこと、あるいは、過度の学力競争を子どもに押し付けることなど、子どもの主体的な発達を疎外する介入を行わないこと。

以上の国家の義務と責任に関する 7 つの原則は、条約批准時によく指摘されていた条約に規定されている権利の類型である「3つのP」、すなわち、**条件整備 (provision)**、**保護 (protection)**、**および参加 (participation)** を想起させるものとなっている。「参加」を、子どもの主体的な発達を尊重すべきという意味に理解することが許されるのであれば、この「3つのP」こそが私たちに今最も必要とされている。「基礎に戻れ」ということが**国連子どもの権利委員会**が日本政府との建設的な対話に基づいて行う**報告審査におけるキーワード**になるはずである。

私たちは、本章に続く第2章から第39章までが委員会による日本政府報告審査に役立つことを希望している。そして、委員会が、以上7つの原則が本条約を批准した政府の義務となるということを日本政府に理解させ、7つの原則を具体化する政策と法を実施することを日本政府に受け入れさせる「媒体」として機能することを期待する(注2)。

要するに、**国連・子どもの権利委員会は日本の子どもが「過度の競争」「高度に競争的な学校環境」にあり、いじめ、「精神障害、不登校、中途退学、自殺が助長されている」と指摘しているのに対して、日本政府はこれを否定している。また、「子どもの権利条約 市民・NGOの会」は、より広く、「新自由主義と新国家主義に基づく」「子ども期の費困(化)」を問題としているのである。**

(二) 日本と堺の子どもの貧困率

以下、子どもの貧困（化）から、次第に問題を絞って考察することにする。

(1) 貧困ライン

貧困層の割合を把握するために「貧困ライン」という指標が用いられる。これについて、デジタル大辞泉は、次の通り解説している。

「必要最低限の生活水準を維持するために必要な収入を示す絶対的ライン、所得または消費の分布で下位一定割合の水準を示す相対的貧困ライン、世界銀行が設定する国際的貧困ラインなどがある。

日本は**OECDの相対的貧困ライン**を採用している。これは全世帯の等価可処分所得の中央値の半分である(注3)。平成 27 (15) 年の日本の貧困ラインは、厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」によると、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 15.7 %、である(注4)。

なお、**可処分所得**とは、「国全体あるいは各制度部門主体のすべての源泉の所得から、すべての経常移転の支払いを除いたもの。……。このうち特に重要なのは家計の可処分所得であり、家計消費支出÷家計可処分所得＝消費性向、家計貯蓄÷家計可処分所得＝貯蓄性向あるいは貯蓄率、という」(注5)。また、**等価可処分所得**とは、「世帯の可処分所得を世帯の人数の平方根で割ったもの」である(注6)。

(2) 子どもの貧困率

子どもの貧困率は、「相対的に貧困の状況にある 18 歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めにより算定した数が 18 歳未満の者の総数のうちに占める割合」をいう(注7)。

15 年の日本子どもの貧困率は 13.9%である(注8)。

(3) 日本の子どもの貧困率

『日本における子ども期の貧困化』のまとめによれば、日本の 1985 年以降の「相対貧困率・子どもの貧困率の年次推移」は、**表 A**の通りである(注9)。

藤原千沙の「日本における『子どもの貧困』問題」によれば、「各国の貧困率と子どもの貧困率（2014年前後）」は、**表 B**の通りである。これによれば、当時の**日本の子どもの貧困率は、OECD34カ国並みである**。(注10)

(4) 堺市の子どもの貧困率

堺市子ども企画課は 16 年 7-8 月に「子どもの生活に関する実態調査」を実施した。その結果報告書（概要版）の 2 頁「6 等価可処分所得別集計について」が示す**表 C**によれば、堺市の子どもの貧困率は 15.8%である(注11)。堺市の子どもの貧困率は、これを前記二つの表に照らせば、堺市の子どもの貧困率は、その 2、3 年前の日本の子どもの貧困率よりもい。即ち、**堺市においては、格差的に貧しい層の子どもの比較的に多い**と言えよう。

表 A

調査実施年	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
相対的貧困率	12.00%	13.20%	13.50%	13.70%	14.60%	15.30%	14.90%	15.70%	16.00%	16.10%	15.60%
子どもの貧困率	10.90%	12.90%	12.80%	12.10%	13.40%	14.50%	13.70%	14.20%	15.70%	16.30%	13.90%
子どものいる現役世帯	10.30%	11.90%	11.70%	11.20%	12.20%	13.10%	12.50%	12.20%	14.60%	15.10%	12.90%
大人が一人	54.50%	51.40%	50.10%	53.20%	63.10%	58.20%	58.70%	54.30%	50.80%	54.60%	50.80%
二人以上	9.60%	11.10%	10.80%	10.20%	10.80%	11.50%	10.50%	10.20%	12.70%	12.40%	10.70%
名目値(万円)											
中央値(a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線(a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

資料出所:厚生労働省 2014年「国民生活基礎調査の概況」より作成
 なお貧困率はOECDの作成基準に基づいて算出している。名目値とはその年の等価可処分所得をいう。実質値とはそれを昭和60年(1985年)を基準とした消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合指数)で調整したものである。

表 B

貧困率(%)		子ども(0-17歳)の貧困率(%)			
1	中国	33.9	1	中国	39.7
2	南アフリカ	26.6	2	南アフリカ	32.0
3	コスタリカ	21.9	3	ブラジル	30.1
4	ブラジル	20.0	4	コスタリカ	29.1
5	インド	19.7	5	トルコ	25.3
6	イスラエル	18.6	6	イスラエル	24.3
7	アメリカ	17.5	7	インド	23.6
8	トルコ	17.3	8	スペイン	22.7
9	メキシコ	16.7	9	チリ	21.1
10	ラトビア	16.2	10	ロシア	20.7
11	日本(2012年)	16.1	11	リトアニア	20.5
12	チリ	16.1	12	アメリカ	20.2
13	リトアニア	15.7	13	メキシコ	19.7
日本(2015年)	15.6	14	イタリア	19.3	
14	エストニア	15.5	15	ギリシャ	19.1
15	スペイン	15.3	16	ポルトガル	18.3
16	ギリシャ	14.8	17	日本(2012年)	16.3
17	ロシア	14.6	18	ラトビア	15.7
18	イタリア	13.7	19	カナダ	15.0
19	ポルトガル	13.5	20	エストニア	14.7
20	オーストラリア	12.8	21	スロバキア	14.5
21	カナダ	12.6	22	ニュージーランド	14.1
OECD34ヶ国平均	11.4	日本(2015年)	13.9		
22	ニュージーランド	10.9	OECD34ヶ国平均	13.6	
23	イギリス	10.5	23	オーストラリア	13.0
24	ポーランド	10.4	24	ポーランド	12.8
25	ハンガリー	10.1	25	ハンガリー	11.8
26	スイス	9.9	26	フランス	11.6
27	ドイツ	9.5	27	ルクセンブルク	11.3
28	スロベニア	9.4	28	イギリス	11.0
29	アイルランド	9.2	29	ベルギー	10.9
30	ベルギー	9.1	30	オーストリア	10.6
31	オーストリア	9.0	31	オランダ	10.3
32	スウェーデン	9.0	32	チェコ	10.3
33	スロバキア	8.7	33	スイス	9.9
34	フランス	8.2	34	ドイツ	9.5
35	ルクセンブルク	8.1	35	スウェーデン	9.2
36	ノルウェー	8.1	36	アイルランド	9.2
37	オランダ	7.7	37	スロベニア	9.0
38	フィンランド	6.8	38	アイスランド	7.2
39	アイスランド	6.5	39	ノルウェー	7.2
40	チェコ	5.9	40	フィンランド	3.6
41	デンマーク	5.5	41	デンマーク	2.9

注)・貧困率の定義は、年間等価可処分所得がその国全体の年間等価可処分所得の中央値の50%未満である割合。
 ・インドとロシアは2011年、日本は2012年、ブラジルと中国は2013年、チリと南アフリカは2015年のデータであり、オランダと南アフリカは暫定データである。
 ・原表の日本データは日本(2012年)と表記し、日本(2015年)は筆者が付記した。
 資料) OECD Family Database, Data for Chart CO2.2.A, Child income poverty rates, 2014 or nearest available year. Sources: OECD Income Distribution Database, (2017年10月15日閲覧)

表 C

6 等価可処分所得別集計について

一般調査の保護者票における世帯員の人数と可処分所得から等価可処分所得を算出し、困窮の程度を次の4つの層に分類しています。調査結果から算出された等価可処分所得の中央値は235万円となっています。

	等価可処分所得の範囲	世帯の割合
分類Ⅰ	等価可処分所得中央値（235万円）以上の層	49.8%
分類Ⅱ	等価可処分所得中央値未満から60%以上の層	29.0%
分類Ⅲ	等価可処分所得中央値の50%以上60%未満の層	5.4%
分類Ⅳ	等価可処分所得中央値の50%未満の層（貧困線未満）	15.8%

※本調査では可処分所得を50万円～100万円といった数値の幅を持たせた選択肢で把握しているため、選択肢の上限値と下限値の平均値を用いて等価可処分所得を算出しています。

（例）可処分所得が「500～550万円」の場合、可処分所得を525万円として等価可処分所得を算出。

（三） 子どもの権利条約と日本における子ども期の貧困化

前記の『日本における子ども期の貧困化』は次のように述べている(注12)。

「学力テストを中心とした教育改革の下で、日本の高度に競争主義的な教育制度は、教育産業が小学校から高等学校までの子どもの学力を評価する機能を、包括的に掌握するところまで達している。そして教育業界が、どのように学力を評価し、どのような能力が学校での能力として価値があるのかをも決定している。教育産業は、学力形成のノウハウを独占するだろう。

この高度に競争主義的な教育制度と産業化された教育制度の下では、高い学力を形成するための費用が高額となり、家計の所得が子どもの運命を決めている。子どもたちは学校での競争だけでなく、労働市場における親たちの競争にも巻き込まれて、苦しんでいる。この二重の競争は、子どもたちから必要なものとともに希望まで奪い去り、子ども時代を貧困なものにしている。

……省庁のデータによると、悉皆調査としての国家学力テストの再開(注13)は、いじめ、不登校、校内暴力、自殺の割合や数の上昇を引き起こしている。これらのデータは、日本の教育制度の極めて高い競争的性格が、発達障害の原因であることを証明している。……/国連子どもの権利委員会に対して、日本政府に国家基準学力テストに関する情報の提供を求めるとともに、学力テストによる競争を中心とした教育が最終所見での勧告と子どもの権利条約の精神と矛盾しているとの懸念を表明し、日本政府に対して国家基準学力テストの包括的な見直しを行うように求めることを、提案する」

NGO報告書は、競争主義的な教育制度と産業化された教育制度下でと「二重の競争」が「子どもたちから必要なものとともに希望まで奪い去」っている、「家計の所得が子ども

の運命を決めている」とし、また、悉皆調査である「**全国的な学力調査**（全国学力・学習状況調査等）」が、いじめ、不登校、校内暴力、自殺の割合や数の上昇を引き起こしているとしている。

19年2月1日、**国連・子どもの権利委員会**は、上記日本政府報告を受け、『日本における子ども期の貧困』も参考にして、『日本の第4回・5回統合報告書に関する総括所見』を採択した(注14)。その中で、**日本政府に『子どもが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく子ども時代を享受できることを確保するための措置をとること』を勧告した**」(注15)。

(四) 競争的教育・学習と堺市政における子育て・教育

以上によって、日本において、**子どもの貧困ないし貧困化の基盤ないし要因に、競争的な社会と教育制度があり、全国的な学力調査が競争を促進し、いじめ、不登校、校内暴力、自殺を増加させていることが問題とされている、と知られる。**これらの問題とその解決の課題は、多くの人々の認識に基づく課題への取り組みを要する。

その一環として、**堺でどう取り組むべきか**を考える。北川の別冊「**堺市政における子育て・教育**」（以下「別冊」）では、その一端として、本年19年2月と4月の堺市議会本会議における堺市当局者と市会議員の討論から知られる、19年6月頃までの堺市政における子育てと教育の概要をこの別冊の既述の順に、しかし、大別して、先に、その成果や肯定的事項を挙げ、次に、問題や課題を挙げて、若干の考察をする。

(1) 堺市政における子育てと教育の成果や肯定的事項

①政令指定都市として権限と財政を生かした堺市のまちづくりをし、子育て・教育環境を整備してきている。②保育では無償化の拡充、待機児童の解消、保育士確保支援、堺市独自の多子所帯の保育料無償化が行われている。③子ども医療では、「ワンコイン医療費助成」が行われている。19年度予算で「**新生児の聴覚検査に係る公費負担**」が措置される。④小・中学生の教育では19年度予算で**部活動指導員配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充**をする(注16)。⑤特に、まちづくりでは、堺市は18年6月にSDG未来都市に選定され19年度はいよいよそれを実行に移す(注17)。⑤**共働き子育てしやすい街ランキングで西日本1**に選ばれた。

(2) 堺市政における子育て・教育についての問題や課題

①堺市政における子育てや教育の環境づくりの条件の最たる市政そのものに関して、**竹山修身・前市長は政治資金規正法違反容疑を追及され19年4月30日付で辞職した**(注18)。

②小宅和也・教育監が「**堺市の目指す学力は新学習指導要領に合致する**」などと答弁し

ている(注19)。しかも本稿で検討した市議会本会議において、このことに対する反論や質問は見られない。③教育のための予算はもっととるべきだとの意見もある(注20)。

(3) 竹山・前堺市長の政治資金問題による辞職、大阪維新の会・永藤氏の市長当選

堺市議会は、平成 31 (19) 年 4 月 26 日の第 2 回本会議(臨時会)で、同月 22 日付の竹山修身・堺市長(当時)の「一身上の都合」による同月 30 日の「辞職願」を受けて、「市長の退職について」を議題とし、討論の後、異議なく市長の申し出に同意した(注21)。

竹山辞任を受けた同年 6 月 9 日投開票の堺市長選では、大阪維新の会の永藤英機氏が 137,862 票を得て市長に当選した。政令市の力を生かした市政発展を訴えた野村友昭氏は、123,771 票の得票で落選した(注22)。

永藤氏は 6 月 10 日、市長就任し記者会見で挨拶と所信表明をした(注23)。

永藤市長は、2019 (令和元) 年 6 月 21 日の堺市議会回臨時会で、次の趣旨の市長就任挨拶と所信表明した(注24)。

その後、堺市議会は 6 月 21 日、竹山前市長の政治資金問題で、地方自治法に基づく調査特別委員会 (百条委) の設置を全会一致で決めた(注25)。

大阪地検特捜部は、19 年 9 月 12 日、政治資金規正法違反容疑で堺市の竹山修身前市長(69)の関係先を強制捜査した。竹山氏の政治資金問題は 2019 年 2 月に発覚。平成 29 年に後援会が政治団体から受け取った寄付金 615 万円が未記載だった、という。竹山氏は 3 月 8 日に修正した報告書を市議会に提出したが、以降も自身が関連する 3 つの政治団体「竹山おさみ連合後援会」「21 世紀フェニックス都市を創造する会」「堺はひとつ 笑顔でつながる市民の会」の収支報告書について、次々に不記載が判明。修正額は合計で 2 億 3 千万円を超えた、という(注26)。

注

(1) 英文報告書 *Combined Fourth and Fifth Periodic Report of Japan on the Convention on the Rights of the Child* <https://www.mofa.go.jp/files/000272166.pdf>。日本語仮訳「児童の権利に関する条約第 4・5 回政府報告」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000272180.pdf> は同年 6 月発行。引用は、第 123・124 節 (25・26 頁)。引用中の「……」は原文の省略を、同じく「/」は原文における改行を示す。また、引用中の太字は引用者による。

(2) 『日本における子ども期の貧困化 新自由主義と新国家主義の下で (日本語版)』17-18 頁。

(3) 【貧困ライン】<https://kotobank.jp/word/貧困ライン-1692932> (取得 2019.8.25)。

(4) 小林泰士「相対的貧困率とは何か：6 人に 1 人が貧困ラインを下回る日本の現状」<http://bigissue-online.jp/archives/1017887481.html> 2019 年 9 月 28 日閲覧。

(5) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説。資料源：2019.8.25 取得下記 URL

<https://kotobank.jp/word/%E5%8F%AF%E5%87%A6%E5%88%86%E6%89%80%E5%BE%97-44443>

(6) コトバンクデジタル大辞泉の解説 <https://kotobank.jp/word/等価可処分所得-1692227>
(2019.8.26 取得)

(7) 内閣が定める「子どもの貧困対策の推進に関する法律（H25 年法律 64）第 8 条第 6 項の規定に基く政令（最近施行：H28 年 4 月 1 日）」に拠る。

(8) 厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」2019.9.30 閲覧下記 URL
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html>。なお平成 30 年調査も既に公表。

(9) 子どもの権利条約市民・NGO 報告書をつくる会『日本における子ども期の貧困化—新自由主義と新国家主義のもとで（日本語版）』[国連子どもの権利委員会への報告] 2018 年 3 月 18 日。

(10) 藤原千沙、大原社会問題研究所雑誌 No. 711/2018.1、35 頁。資料源は下記 URL、
http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/711_04.pdf 20190826 取得。

(11) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課提供資料「堺市子どもの生活に関する実態調査結果の公表について」（平成29年5月10日）の別添「子どもの生活に関する実態調査結果報告書(概要版)（平成29年3月）。資料源は2019.08.25取得下記file「調査の概要」2頁「6 等価可処分所得…」の表。
https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/hodo/hodoteikyoshiryo/kakohodo/teikyoshiryo_h29/teikyoshiryo_h2905/0510_02.files/0510_02.pdf

この調査期間は平成 28 年 7 月 29 日～8 月 12 日である。この調査は、かなり詳細でまた、「概要版」の後に付された「堺市子ども食堂ガイドライン 地域における食を通した子どもの居場所の作り方」（A4 版 28 頁）は、それとして充分参考に値すると思われる。

(12) 『日本における子ども期の貧困化—新自由主義と新国家主義のもとで（日本語版）』[国連子どもの権利委員会への報告] 第 30 章「結論」180 頁。引用中の「……」は原文の中略を示す、また、**太字**は引用者による。

(13) 1961 年 10 月 26 日、文部省は全国の中学 2、3 年生を対象に「全国中学校一斉学力調査」を実施した。日教組は、中学校を予備校化し民主的教育を破壊するものとして反対運動を展開したため、8 割を超える不実施校が出た県もあった。一部の県で平均点を上げるための不正が行われたことが発覚するなど、多くの弊害が指摘され、全国一斉テストは 1963 年まで 3 回行われただけで中止された（毎日新聞社「昭和のニュース・中学校全国学力テスト」<http://showa.mainichi.jp/news/1961/10/post-b49b.html>）。その後、「学力低下」論争なども経て、文部科学省は 2007 年に小中学校にとっては 43 年ぶりに悉皆方式という全員調査の形でテストを復活させた（文科省「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査等）」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/ 2019.8.29 閲覧

なお、フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』「全国学力・学習状況調査」
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E5%AD%A6%E5%8A%9B%E3%83%BB%E5%AD%A6%E7%BF%92%E7%8A%B6%E6%B3%81%E8%AA%BF%E6%9F%BB> 2019.8.29 閲覧、も参照。

(14) 原文：Convention on the Rights of the Child, *Concluding observations on the combined fourth and fifth periodic reports of Japan* <https://undocs.org/CRC/C/JPN/CO/4-5>。和訳：子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議（平野裕二訳）<https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/319.html> 2019.8.25 閲覧。

(15) 第 20 パラグラフ生命、生存および発達に対する権利の(a)。

(16) ①、②、③、④は別冊 1-5 頁。内①については別冊 6 頁 (6) も。

(17) ⑤別冊 5 頁中ほど (5) 以下。

(18) ①これについては、本稿本節 (3) であらためて後述する。

(19) 別冊 2 頁下から 10 行目以下。

(20) 別冊 4 頁⑤など。

(21) 堺市議会同会議録 01 号 11 頁～ 23 頁。下記、堺市議会「会議録検索システム」：http://www12.gijiroku.com/sakai/g08v_views.asp 2019.10.1 閲覧による。

(22) この堺市長選について以下などを参照。① NHK 選挙 WEB「堺市長選」2019.10.5 閲覧：<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/local/2019/sakai-shicho/> ② 市政を刷新し清潔な堺市政を取り戻す市民 1000 人委員会編集・2019 年 7 月 20 日発行冊子『たたかう堺市民』③ 日本共産党大阪府委員会 2019 年 07 月 07 日「堺市長選 市民の共同さらに広がる 1000 人委員会が振り返り集会」：http://www.jcp-osaka.jp/osaka_now/8919 2019.10.5 閲覧。

(23) 堺市「堺市長記者会見 令和元年 6 月 10 日」資料源：2019.10.6 閲覧の下記 URL https://www.city.sakai.lg.jp/smph/shisei/koho/hodo/shichokishakaiken/kaiken_r1/r010610.html。

(24) 堺市議会「令和元年第 4 回臨時会－ 06 月 21 日-01 号」12 頁以下。前記・堺市議会会議録検索システム」。これは堺市長選の際の大阪維新の会のマニフェスト「新しい堺を創る」https://oneosaka.jp/sakai_election2019/common/img/pdf/sakai_manifesto.pdf（2019.10.6 閲覧）に沿って展開したものと見られる。

(25) 毎日新聞2019年 6 月 22 日付け

(26) この段落は、2019.9.12 23:06 産経 WEST「竹山前堺市長、政治資金の実態どこまで把握？ 大阪地検強制捜査」。<https://www.sankei.com/west/news/190912/wst1909120034-n1.html> 2019.10.1 閲覧による。なお、2019 年 9 月 13 日（金曜）朝日新聞朝刊「前堺市長側を強制調査 大阪地検 2.3 奥苑記載漏れ」記事の同問題経過表は、前市長が「2 月 6 日 615 万円の記載漏れを認める」と記している。

—2019年9月29日—